食品の収去試験（輸入品）　2019年　年末一斉分

都道府県コード 38　　機関コード 00

	試験した収去検体数	暫定規制値の定められたものを試験した収去検体数	違反件数	違反理由																				処分		処分以外の措置
				6条違反		9条違反	10条違反	11条違反								16条違反	18条違反	19条違反					20条違反	健康増進法に基づく違反	その他の違反	廃棄命令	その他	
				異物	その他			成分規格大腸菌群	成分規格農薬	成分規格動物用医薬品	成分規格その他	製造基準	保存基準	添加物の使用基準	その他			アレルギー	年月日	製造加工者	添加物	その他						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)							(18)	(19)	(20)	(21)	(22)
魚介類																												
魚介類加工品																												
食肉																												
食肉製品及び食肉加工品																												
卵及びその加工品																												
乳																												
乳製品及び乳類加工品																												
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類・氷菓																												
穀物																												
めん類																												
もち																												
菓子類																												
（上記以外の）穀類加工品																												
生鮮野菜及び果物																												
野菜果物乾燥品及び加工品																												
豆腐及びその加工品																												
漬物																												
（上記以外の）野菜・果物の加工品																												
そうざい及びその半製品																												
弁当																												
冷凍食品																												
無加熱摂取冷凍食品																												
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品																												
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品																												
生食用冷凍鮮魚介類																												
かん詰・びん詰め食品																												
清涼飲料水																												
酒精飲料																												
氷雪																												
水																												
調味料																												
その他の食品																												
添加物及びその製剤																												
器具及び容器包装																												
おもちゃ																												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④食品の収去検査（輸入品）

2019年(令和元年) 年末

都道府県・保健所設置市・特別区名： 愛媛県

区　　分	検査した収去検体数	違反検体数	食品表示法										食品衛生法	健康増進法	その他違反件数	行政処分延べ件数				行政処分以外の措置延べ件数				告発件数
			衛生事項						保健事項			品質事項（旧JAS法由来のもの）				食品表示法		食品衛生法		口頭による改善指導		書面による改善指導		
			アレルゲン	期限表示	保存方法	製造者加工者	添加物	その他	栄養成分	機能性表示	その他		20条	31条1項		4条の規定に基づく表示基準違反による6条8項の処分	4条の規定に基づく表示基準違反による6条5項の処分	20条違反による55条の処分	20条違反による54条の処分	食品表示法4条の規定に基づく表示基準	食品衛生法20条	食品表示法4条の規定に基づく表示基準	食品衛生法20条	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
魚介類																								
魚介類加工品																								
食肉																								
食肉製品及び食肉加工品																								
卵及びその加工品																								
乳																								
乳製品及び乳類加工品																								
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類・氷菓																								
穀物																								
めん類																								
もち																								
菓子類																								
（上記以外の）穀類加工品																								
生鮮野菜及び果物																								
野菜果物乾燥品及び加工品																								
豆腐及びその加工品																								
漬物																								
（上記以外の）野菜・果物の加工品																								
そうざい及びその半製品																								
弁当																								
冷凍食品																								
無加熱摂取冷凍食品																								
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品																								
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品																								
生食用冷凍鮮魚介類																								
かん詰又はびん詰食品																								
清涼飲料水																								
酒精飲料																								
氷雪																								
水																								
調味料																								
その他の食品																								
添加物及びその製剤																								
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0